

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	平成29年4月17日（月） 午前9時 8分から 午前9時58分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、麦田福祉部次長兼保育課長（三田福祉部長代理）、内田健康づくり部長、澤田都市建設部長、小野里会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、比留間生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （担当課1・事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、櫻井同課政策企画係長、同課同係臼倉主任、稲葉市長公室参事兼秘書課長 （担当課2） 清水市民環境部次長兼環境推進課長、中川同部参事兼資源リサイクル課長、鈴木同課主幹兼課長補佐兼施設建設準備係長、同課同係中谷主査
会 議 内 容	1 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理に関する方針（案） 2 朝霞市政策研究チーム設置要領（案） 3 朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）
会 議 資 料	【資料番号1】 資料1 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理に関する方針（案） 資料2 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理検討委員会設置要綱（案） 資料3 行政組織機構改革及び職員定員管理方針策定のスケジュール（案） 参考資料 行政組織機構改革及び職員定員管理に関する経緯と現状（参考資料） 【資料番号2】 資料1 朝霞市政策研究チーム設置要領（案） 参考資料 朝霞市職員提案及び事務改善報告に関する規程

	<p>【資料番号3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）の概要 ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）に関するパブリックコメント結果 ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）に対する職員コメント結果 ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）正誤表 ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備運営事業 事業者選定フロー ・朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案） 												
<p>会議録の作成方針</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2">■要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</td> </tr> <tr> <td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td> <input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		■要点記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録													
■要点記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）													
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月												
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁													
<p>その他の必要事項</p>													

【議題】

- 1 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理に関する方針（案）

【説明】

（担当課 1：太田市長公室次長兼政策企画課長）

資料 1 について、まず、（1）行政組織機構改革については、第 5 次総合計画がめざす「私が暮らしたつづけたいまち 朝霞」を踏まえ、新たな行政需要等に対応するため、①多様化する行政需要に柔軟に対応する行政組織機構、②市民の視点に立った分かりやすい行政組織機構、③効果的・効率的な行政運営を可能にする行政組織機構、の 3 つの観点から、検討することを方針としている。

次に、（2）検討が必要な課題について、参考資料にあるとおり、本市では平成 26 年 4 月に大幅な行政組織機構の改革を実施し、その後、平成 28 年 4 月、平成 29 年 4 月にも組織の新設や事務の移管などを行っているが、そのうえで、現在の課題として、1 点目として、福祉部門のワンストップサービスとなる相談窓口の設置、2 点目として、空き家対策や住宅施策を所管する組織、3 点目として、市民窓口の多様化による支所、出張所の在り方、4 点目として、公営企業会計に移行を予定している下水道事業と水道事業の在り方が挙げられるので、この 4 点を中心に検討するべきものと考えている。

次に（3）検討体制としては、資料 2 にあるとおり、副市長、部長級職員を構成員とする「行政組織機構及び職員定員管理検討委員会」を設置し、各部において所属職員等の意見を聴取し組織機構の検討を進めることとする。

この検討委員会は、平成 26 年 4 月に行った組織機構改革の時にも設置したものである。

また、検討委員会での検討と合わせ、市長公室、総務部の各課が中心となって、庁内レイアウトの検討、電算システムの調整、例規改正、新年度予算編成、ファイリングシステムの変更、広報等での周知など必要な事務を進めることとする。

続いて、2 職員定員管理について、資料 4 のとおり、本市はこれまで、平成 18 年に「定員適正化計画」を策定、平成 21 年に改訂、平成 25 年に「定員適正化方針」を策定し、適正な職員数の管理に努めてきた。

毎年、各課から提出される人員要望どおりの職員数を配置できればそれが望ましいとの考えもあるかとは思いますが、計画なしに職員を増加すれば、人件費がさまざまな行政サービスに要する事業経費を圧迫することになる。

また、一方で、必要な職員を配置しなければ、行政活動は停滞し、市民サービスに影響を及ぼすことにもなるため、職員の適正な配置を管理していかななくてはならないものと考えている。

今回は、平成 25 年に策定した「定員適正化方針」が平成 29 年 4 月 1 日で終期を迎

えたことから、①行政運営体制の見直し、②事務事業の見直し、③多様な任用形態の活用、④職員資質の向上、の4つの観点で、新たな「職員定員管理方針」を策定することを考えている。

次に、(2) 今後の人員に影響を及ぼす事業等の例示として、①福祉部門の行政需要の増加、②空き家を含む住宅総合対策の必要性、③東京オリンピック・パラリンピックの対応及びシティ・プロモーションの強化などが考えられる。

次に、(3) 検討体制について、組織機構改革と合わせて、「行政組織機構及び職員定員管理検討委員会」で検討していただき、同時に、政策企画課、職員課、財政課で調整を進めたいと考えている。

次に(4) スケジュールについて、資料3のとおり、本日4月17日の庁議で審議いただき、検討を開始したいと考えており、庁議後に行政組織機構及び職員定員管理検討委員会の設置をしたら、直ちに検討に入る予定である。

機構改革を平成30年4月に実施するための庁内レイアウト、例規改正などの準備があること、また、定員管理方針は、すでに期間が終了しており、来年4月に向けた新規職員の採用事務も夏から準備が始まることから、7月を目途に両方の検討結果の案をまとめたいと考えている。

その後、議会への説明を経て、10月には市としての決定をし、12月議会に関係する条例議案を提出したいと考えている。

[平成29年4月11日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は、4月11日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑と、その結果についてご報告する。

まず、方針案はどこから出てきたのかという意見があり、第5次行政改革大綱をまとめた際に、各部・課から出てきた課題や、関係部署から政策企画課に相談があった課題、議会で出された課題などから、4点の課題を挙げたものである。4点以外に課題があるか各部に意見照会する。

続いて、各部に対する意見照会ではどの程度の課題まで出すことができるかという意見があり、各部で捉えている課題を出していただきたい。しかし、平成30年4月の機構改革を考えているが、調整ができない課題については、平成30年4月以降に扱う課題とすることも考えられる。

続いて、各部・課への意見照会は、様式を定め考え方を示していただきたいという意見があり、様式を定めることとする。各部・課への意見照会を通して、職責に関わらず、気付いた課題を何でも出してもらおう姿勢である。階層ごとに会議を開催するには時間を要し効率的ではない。

続いて、7月に案を決定しないと採用試験に影響があることは分かるが、機構改革は12月に条例を上程するのであればもう少し後に決定することも可能ではないかという意見があり、職員定員管理方針に基づいて、現状の職員数から次年度の採用人数が決定していく。次年度の職員体制を決めるには、職員の配置に関する機構改革のある程度の方向性は決定しておく必要がある。

続いて、職員数と事務量の観点で議論しないのかという意見があり、職員定員管理は職員の負担という視点は入る。しかし、仕事を数値化することは難しく、職員の資質によって変わる部分も大きい。人員要望のヒアリング等を踏まえていく。

続いて、数値の決定には職員体制や課題を分析して議論しないといけないという意見があり、人員配置ヒアリングで各課の状況、仕事を把握したい。さらに、財政面も含め県内の状況等を見ながら議論を集約したい。

続いて、一般職非常勤職員については議論するのかという意見があり、財政的な観点などと併せて議論したい。常勤職員と一般職非常勤職員とのバランスなどについても方針に盛り込めればさらに良い。

続いて、住宅施策については、調整がとれておらず、時間を要するのではないかという意見があり、住宅施策は各所で問題点が指摘されている。時間をかければ調整できるとは考えておらず、時間をかけず、目標を平成30年4月とする。

以上、政策調整会議の結果としては、原案のとおり決定し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 朝霞市政策研究チーム設置要領（案）

【説明】

（担当課1：太田市長公室次長兼政策企画課長）

資料1について、今年度から、若手職員の人材育成の観点、特に、政策立案能力を高めることを目的に、政策研究チームを設置したいと考えている。

組織として、主査、主任及び主事の中から15人程度を副市長が指名することとする。

任期について、任命した年度の末日までとするとし、最大で1年間とする。今年は4月末～5月上旬の任命になるものと考えている。

研究方法としては、研究テーマを設定し、おおよそ8か月程度で研究する。また、研究テーマに関連する部署は、研究チームに必要な情報を提供するなど必要な支援を行うものとする。

活動時間については、月に1～2回程度、1回につき原則勤務時間内に1時間程度とすることとする。

研究結果については、政策企画課に提出する。

現在、政策の形成などに関する職員からの提案を奨励する職員提案制度があるので、今回の政策研究チームについても、この職員提案制度の一環として位置づけ、運用していきたい。

したがって、今回の研究結果も職員提案同様、政策企画課に提出されたものを、職員提案審査委員会で講評いただき、その後市長に報告することとする。

また、職員提案のうち、入賞したものはホームページで公表しているので、この研究結果も公表を予定したいと考えている。

さらに、研究結果については、次年度以降、研究テーマの所管部署において引き続き、検討することとする。

[平成29年4月11日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は、4月11日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑と、その結果についてご報告する。

まず、若手職員ワーキンググループ「あさぐる！」との関係はという意見があり、別な組織である。メンバーを指名する点が大きな特色である。

続いて、研究テーマはどのように決まるのかという意見があり、今年度は考えているが、課題やテーマの決め方は様々な方法が考えられる。

続いて、メンバーは指名されるとのことだが辞退することは可能かという意見があり、基本的でない。活動自体が業務となる。

続いて、テーマによっては1年で終わらない場合はどうするかという意見があり、職員課の制度を活用し自主的に活動してもらいたい。

以上、政策調整会議の結果としては、原案のとおり決定し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

3 朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画（案）

【説明】

（担当課 2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長）

この計画については、去る1月16日の定例庁議での審議を経た後に、住民説明会を開催し、パブリックコメント及び職員コメントを実施したので、その結果について報告する。

なお、この計画が大型事業であることから、パブリックコメントの前後に、2回の政策調整会議と定例庁議で審議いただくこととしたものである。

概要の資料の1の計画の名称は、朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画案である。

2の計画の目的は、ごみ焼却施設の更新に係る基本的な整備方針や設備仕様、工事概要等と定めるためである。

3の計画の構成については、記載のとおりである。

4の計画の策定経過については、平成27年11月に検討を開始し、市職員で構成されたごみ焼却処理施設検討委員会において、5回の検討を重ねて案を作成し、住民説明会、パブリックコメント及び職員コメントにおいて意見をお伺いした。

5の住民説明会については、3回開催し、計27人の出席があった。

整備基本計画案については、施設の規模や焼却炉の形式のほか、公害防止基準などを定めたものであるが、説明会では、計画案に対する意見よりも、事業に要する財源計画を公表すべき、和光市との広域化協議の経過、工事時期を延期すべきではなどのご意見が多くあった。

次に6のパブリックコメントについては、2月7日から3月8日までの期間で実施し、3人から14件の意見があった。

ご意見の内容については、和光市との経緯や事業経費、工事時期、事業方式などのほか、施設の耐用年数についてや、第2回目の説明会開催を要望するなど、意見に基づき修正する箇所はなかった。

詳細については、パブリックコメント結果としてまとめた資料を添付した。

次に7の職員コメントについては、1人から4件の意見があり、経済性にすぐれた施設の視点が不明確であるなどご意見があったが、パブリックコメントと同様に、記載内容を修正するには至らなかった。

最後に、8の修正内容について、字句の誤りがあり、正誤表のとおり訂正することとし、基本計画案に反映した。

次に、追加配布した資料の事業者選定フローは、基本計画策定後の事務の流れを記載したもので、実施方針は、事業者向けに本事業の概要や参加資格要件等を示す書類で、公表後には、質問や意見を受付け、それらに対して回答する予定である。

また、特定事業の選定は、PFI事業に準じてDBO方式で実施する予定であること

を説明するものである。

その後、入札説明書等を公表する予定について、要求水準書は、市が求めようとしている具体的な施設や設備の内容と運営方法を示すものである。

その後、入札説明書等に対する質問と回答を経て、7月に事業者からの参加表明書等を受付け、資格審査等の後の10月に提案書を受付け、審査により落札者を決定し、仮契約締結後の3月議会において契約議案の議決をいただく予定である。

[平成29年4月11日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は、4月11日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑と、その結果についてご報告する。

まず、今後の流れを説明いただきたいという意見があり、この整備基本計画をもとに、要求水準書を事業者に公表する。事業者は要求水準書をもとに、詳細な設計や事業費、建設スケジュール、運営期間における提案などを盛り込んだ提案を行う。その後、事業者からの提案をもって、スケジュールが決定される予定である。平成30年3月に契約議案を上程したい。

続いて、平成30年度から平成33年度までの工事と、運転管理する15年間を一体として議案として上程するのかという意見があり、議案は同時に上程する予定である。

続いて、全員協議会の際に議員から様々な意見が出されたが、契約議案について全員協議会などで説明を行うのかという意見があり、全員協議会や住民説明会などが必要であると考えている。

続いて、事業者提案はどのように決定するのかという意見があり、庁内のごみ処理施設検討委員会で事業者選定まで行うとしている。契約の方式が総合評価一般競争入札となりDBO方式を採用したとき、地方自治法施行令により学識経験者の意見を聞くことになっており、ごみ処理施設検討委員会で必要に応じて外部の有識者に意見を聞くことになる。

続いて、大規模な施設では標準設計書を作るだけでも半年間はかかるものと考えられるが、平成30年3月議会での議案上程は可能かという意見があり、スケジュールは非常にタイトだが、間に合うよう努力していく。

続いて、政策調整会議や庁議で決定する事項はないのかという意見があり、事業方式については市の方針として政策調整会議と庁議で決定していただきたい。総合評価一般競争入札が、本市で初めてとなる。契約方法は、さらに指名委員会で、意見を伺いたい。

続いて、指名委員会で意見だけでなく契約方法を決定できるのではないかという意見があり、確認するとした。

続いて、パブリックコメントの8番に対する回答でDBO方式を採用すると言い切った表現となっているが、それで良いかという意見があり、過去の議会答弁を踏まえて記載している。パブリックコメントの回答について表現は改める。

続いて、パブリックコメントは、クリーンセンターの建替えの意見は整備基本計画の範囲ではなく、どういう工事をやるかの意見募集であったということなのかという意見があり、整備する施設について市が想定しているものに、意見を聞いたものである。

建設工事は、性能発注するための案を作成して、案に基づいて具体的な提案を受けるための性能発注の要求書を作成する流れである。

その他意見として、契約と発注方式の関係で、担当部長から政策調整会議及び庁議に諮ることについて、この会議に判断をもとめる趣旨の発言があったが、この会議で、両会議の議題とするかどうかを判断する場ではないので市長と調整する必要があるとの意見があった。

また、庁内の検討委員会で決定するにしても、外部有識者の見識や市内関係者の意見を聞くべきであるという意見があった。

以上、政策調整会議の結果としては、一部訂正のうえ、庁議に諮ることとした。

【意見等】

(富岡市長)

DBO方式とPFI方式の違いについてもう一度確認したい。

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

PFI方式の基本的な考え方は、建設から運営に至る事業費に係る必要な財源すべてについて民間が調達するものである。その場合、借りに係る金利がかかるほか、民間の資本で実施することに公共としての責任がとれるのかという批判もある。

PFIと行政直轄での実施の中間的な手法としてDBO方式がある。

DBOの特徴として、建設経費は公共が負担し、その財源として市債や国庫補助金を充当するので、民間資本の借りになく金利が発生しないという利点がある。

また、PFIと共通の利点として15年や20年などの長期の運営が挙げられるが、建設・運営を一体とする手法であるため、建設段階から運営を見越した施設を整備することができ、円滑な運営が期待できる。

これらにより、公共としての責任をまかなえる手法だと言える。

(富岡市長)

PFIは事業者が必要な事業費すべてを調達する点で、無駄なことはしないという側面があるのではないかと。一方、DBOでは公共が建設経費を負担するため、過大な施設

を整備してしまう懸念はないのか。

(担当課2：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

提案の前には要求水準書で細かく基準を定め、要求水準書に沿って事業者は応募することになる。

(宮村市民環境部長)

総合評価一般競争入札を採用し、評価項目のうち金額についてどの程度の評価とするのかによって大きく総合評価が変わってくる。

金額の評価による競争性は担保できるものとする。

(富岡市長)

事業者の提案書の審査について、第三者はどの程度関与することを考えているのか。

(宮村市民環境部長)

まず、評価書について専門家3名に意見を聞きながら作成することとする。

次に、事業者の提案書及び設計書については、金額も含めて、庁内の検討委員会7名が専門家の意見を聞きながら評価するとしている。

ただし、現在検討中であるのは、外部の方を委員として入れた、条例設置の審議会を9月議会で提案して、地方自治法の附属機関として今回の評価組織を設置することを考えている。

(田中副市長)

一番心配されるのは、事業者の審査過程がどの程度透明性が保てるかという点。

大きな金額かつ長期であり、1事業者を決定することは非常に重大な責任が求められる。

この決定を庁内の検討委員会が最終的な判断をするとなると、あまりにも責任が重過ぎるのではないかと。また、検討委員会は公開の原則から外れているため、検討過程の透明性がどうなっているかについて、批判の種となる可能性がある。

(宮村市民環境部長)

そういう観点から考えても、外部の専門家を委員として入れた評価組織の設置を検討したい。

(富岡市長)

万が一のことを考えると、職員の負担が大きく、この分野の専門家ではないことから、外部の専門家を委員とする評価組織を設置すべきではないかと。

入札の評価基準についても、その組織で判断してもらいたい。

(田中副市長)

市庁舎の耐震化を検討した際は、第三者の専門家による朝霞市庁舎等整備方針検討委員会を設置し、耐震化の手法を決定した経緯がある。

(宮村市民環境部長)

承知した。

(富岡市長)

15年間の運営管理委託について、従来の年間の維持費との比較は以前聞いたが、新しい施設にした場合、行政による維持費と民間による維持費との比較をどうするか。

(担当課 2 : 中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

新施設における15年間の維持管理経費については、DBO方式では75億円かかるに対して、公設公営では79.9億円かかる。約5億円の差がある。

(富岡市長)

入札の参加が1社だった場合はどうなるのか。

(神田市長公室長)

一般競争入札なので1社だった場合は成立しないものとする。2社以上の参加が必要である。

(宮村市民環境部長)

現在、本市の一般競争入札の参加登録があるのは4社である。

(田中副市長)

総合評価一般競争入札にかけるメリットとは何か。

(担当課 2 : 中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

金額だけでなく、事業提案を含めて、総合的に評価することができる点である。

DBO方式のガイドラインが示されており、その中で総合評価一般競争入札が妥当であるとされている。他団体も総合評価一般競争入札を採用している。

(田中副市長)

プロポーザルで第三者委員会が客観的に評価することは考えられないか。

(内田健康づくり部長)

契約の方法は一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3種類が考えられる。

現在、担当課で検討している総合評価一般競争入札については、一般競争入札に含まれる。

副市長の言う総合評価一般競争入札以外にプロポーザルを経て契約するには随意契約になり、透明性の確保ができない。

(田中副市長)

随意契約でもプロポーザルでの評価の透明度を上げていけば良いのではないか。

また、プロポーザルであれば、市に登録されていない事業者についても応募することが可能である。

(宮村市民環境部長)

建設新聞でも取り上げられており、事業者の間では本市の本件については周知のことである。

(内田健康づくり部長)

国の交付金の申請もしており、周知されている状況である。

(富岡市長)

市に登録が4社しかないということは、本件に関する意思がないということか。

4社で公正な競争が確保できるか。

(田中副市長)

最終的に総合評価一般競争入札の方式を採用するにしても、審査過程の透明性を確保したい。研究の余地があるのではないか。

(富岡市長)

時間は限られているので早めに調整するべき。

(宮村市民環境部長)

承知した。

本日、基本計画を庁議決定をいただいたら、DBO方式の採用など今後の方針については来月の政策調整会議、庁議で諮りたいと考えている。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】